

令和3年度版

県制度融資

埼玉県環境みらい資金融資

～環境配慮型経営力向上計画～

-作成・運用手順-

環境配慮型 経営力向上計画

- 金融機関や中小企業診断士等の専門家と連携して、作成します。
- エネルギー使用量の削減を通じた経営力の向上を目的として策定します。
- この計画書で「CO₂排出削減」と「経営力向上」が見込まれる場合、環境みらい資金融資の認定を受けることができます。

手順① <企業の現状と課題を分析>

- 設備更新をする企業の現状と課題を分析し、有効な設備更新か検討します。
- 設備更新により、企業の何が向上できるか検討します。
 1. 売上・受注の増加
 2. 収益性の向上
 3. その他
- どのような設備投資をするのか具体的にします。

手順② <エネルギーの削減量を算定>

- ツール等を利用し、導入前後でエネルギー使用量がどれだけ削減されるか算出します。

※計算方法や考え方が分からない場合は、温暖化対策課にご相談ください。

次ページへ続く・・・

環境配慮型 経営力向上計画

手順③ <所要額と効果>

- この計画に要する総額を記載します。
- 設備導入以外にも削減効果が期待できる活動をする場合、合わせて記載します。
例) 導入設備による電力量削減と、効率化され作業時間短縮による時間外労働削減。など

手順④ <数値目標を設定>

- 設備導入により、計画期間（3年間）で向上が見込まれる経営上の数値目標を設定します。
- この数値は融資後3年間、モニタリング対象となる数値ですので、実現性のあるものが求められます。

手順⑤ <連携機関の所見を記入>

- 金融機関や中小企業診断士等の連携機関が、次のポイントについて記載します。
- この計画の妥当性
- 今後の企業支援方針（方法）
- この企業の環境への取組に対して、連携機関が、どう評価しているか
- 企業の事業性評価など決算書に現れない企業の価値 など

手順⑤ <申込書と共に県へ提出>

- 計画の内容について、妥当性や省エネ、経営力向上が見込まれる場合、融資対象として認定を行います。

こんな場合にオススメ！

- 環境みらい資金認定基準に非該当だが、省エネ性能が大きい設備更新で、経営に対するメリットも大きい。
- 金融機関等と連携しながら、経営の立て直しがしたい。

環境配慮型 経営力向上計画

<融資借入後>

- 借入後3年間の状況報告（モニタリング調査）が必要となります。
- 報告様式を利用し、計画作成時に連携した金融機関等を経由して県に提出します。
- 計画が当初目標どおりに進捗しているかの確認にもなります。
- 目標達成が難しい場合、県の省エネ診断事業等を活用いただくなど、達成を目指します。